

松戸市立図書館資料収集方針

(目的)

第1条 この方針は、松戸市立図書館管理運営規則に規定する図書館資料(以下、「資料」という。)の収集にあたっての基本的な事項を定めることを目的とする。

(資料収集の考え方)

第2条 資料の収集については、「図書館の自由に関する宣言(日本図書館協会 1979 年改訂)」の立場を尊重し、公共図書館の役割や市民のニーズに充分配慮しつつ、市民の学習、調査・研究、教養、暮らし、及び趣味等に資する資料や情報を広く公平に提供するため、次の各号のとおり資料収集について考え方を定めることとする。

- (1) 長期的な視点や分野ごとのバランスに留意しながら、適正な蔵書構成が図れるよう計画的・体系的に幅広く資料を収集する。
- (2) 各館は、その施設の規模及び館の機能に応じた蔵書構成に留意する。
- (3) 市民生活の向上と社会の発展に寄与する資料を収集する。
- (4) 特定の思想、信条、及び宗教等に偏ったり、あるいはこれを排除したりせずに、公平な視点で資料を収集する。なお、収集した資料がどのような思想や主張でも、それを図書館及び図書館職員が支持しているものではなく、圧力や干渉による収集の放棄や自己規制はしないものとする。
- (5) 障がいの有無や国籍等の別なく、あらゆる利用者がその利用に際し困難を感じることなく、その知る権利を保障し、知的好奇心を満たすことができるよう、幅広い形態の資料及び各種言語で書かれた資料を体系的に収集する。

(資料収集の種類)

第3条 収集する資料の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 地域資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) 高齢者・障がい者向け資料
- (6) 外国語資料
- (7) その他

(種類別収集方針)

第4条 資料の種類別収集方針は、次の各号のとおりとする。

(1) 図書

- ア 一般図書については、市民の教養及び調査・研究等に資するため、基礎的・入門的なものから必要に応じて専門的なものまで幅広く収集する。また潜在的な需要にも対応できるよう資料価値の高いものも積極的に収集する。
- イ 参考図書については、学術的・社会的に価値のあるものを積極的に収集するとともに、市民の調査・研究に必要な事典、辞典、便覧、統計、及び地図等についても幅広く収集する。
- ウ 児童図書については、発達段階にあわせた子どもの成長にとってより有益な資料、本に親しみ読

書習慣を形成するのに役立つ資料、調べ学習や学校との連携に資する資料等を幅広く収集する。

- エ ヤング・アダルト図書については、中学生及び高校生の成長を助け、豊かな心・感性を育てるのに役立つ資料、及び社会に関心を向け進路や人生について思慮する際の参考となる資料等を幅広く収集する。

(2) 逐次刊行物

- ア 新聞、雑誌、年鑑、及び年報等の逐次刊行物については、新鮮な情報を提供するとともに、長期的かつ継続的に収集する。
- イ 新聞については、主要な全国紙及び地元地方紙を中心に収集する。また、専門紙及び外国語の新聞等についても留意する。
- ウ 雑誌については、各分野における最新の情報が提供できるよう幅広く収集する。また、外国語の雑誌についても留意する。

(3) 地域資料

地域資料については、将来にわたり歴史や文化を伝承していくため、県内の公共図書館及び博物館等とも連携しながら、松戸市内・千葉県内の資料を中心に収集し、あわせて周辺地域及び姉妹都市に関する資料の収集にも留意する。なお、松戸市に関する資料については、資料の形態にとらわれず、幅広く積極的に収集する。

(4) 視聴覚資料

視聴覚資料については、教育、教養、及び文化活動に資するため、評価の定まった作品を中心に収集する。

(5) 高齢者・障がい者向け資料

高齢者・障がい者向け資料については、大活字本、点字資料、及び録音図書等を収集する。

(6) 外国語資料

外国語資料については、市内に在住する外国人の利用者等に対し多文化サービスが提供できるよう、各種言語で書かれた資料を収集する。

(7) その他

図書館資料として必要な図書等を収集する。

(資料の選定)

第5条 資料の選定については、この方針及び松戸市立図書館選定基準(以下「選定基準」という。)に基づき松戸市立図書館選定会議を実施し、松戸市立図書館長(以下「館長」という。)が決定する。

(利用者の要望)

第6条 利用者の要望については、この方針及び選定基準に反しない範囲において、蔵書構成のバランス

や他の利用者からのニーズ、購入予算等を照らし、できる限り尊重する。

(寄贈資料)

第7条 寄贈資料については、第5条の規定を準用するとともに、その扱いを図書館へ一任することを条件として受け入れる。

(複本)

第8条 幅広く多様な形態の資料を収集するため、資料の重複は避けるものとする。但し次の資料については、必要な範囲内において複本を考慮する。

- (1) 利用頻度の高い資料
- (2) 保存上必要な資料
- (3) その他、必要と認められる資料

(その他)

第9条 この方針に定めるもののほか、必要な事項については、館長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この方針は、平成29年8月2日から施行する。

附則

(松戸市立図書館資料収集方針等の廃止)

次に掲げる方針及び基準は、廃止する。

- (1) 松戸市立図書館資料収集方針(平成21年3月10日制定)
- (2) 分類別収集基準(平成21年3月10日制定)